



やめよう不法投棄

境作りに取組みます。

・環境施策について

Q 野焼きは、どのような行為が禁止されているのか。また周知の徹底強化をしていますか。

A 経済環境部長 平成12年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、次の項目を除いた廃棄物の焼却が禁止されました。

①法に定められた処理基準、焼却設備に従って行う廃棄物。②他の法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物。③公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない焼却や周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物。違反した場合、最高で5年以下の懲役もしくは1千万円、法人の場合は3億円以下の罰則が科せ

られます。

可能な焼却は、①国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物。(河川管理者による伐採した草・木等。海岸管理者による漂着物等)②震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物。(凍霜害防止のための稲わら、災害時における木くず、道路管理のために剪定した草・枝等)。ただし、生活環境の保全上、著しく支障を生じる廃タイヤの焼却は含まれない。③風俗習慣上または宗教上の行事を行う必要な廃棄物。(どんと焼き等の地域の行事における不要になった門松、締め縄等)④農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないもの。(農業者が行う稲わら等、林業者が行う伐採した枝条等、漁業者が行う漁網に付着した海産物等)⑤軽微なもの。(たき火、キャンプファイヤー等)。

Q 構造基準に適合した焼却炉を持つ事業所等の把握と啓発について。

A 経済環境部長 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例の中、小規模産業廃棄物処理施設の設置に対する許可を得た小型焼却炉は、1基把握しています。

野焼きの通報や苦情は、平成18年度65件、19年度は77件、20年度は105件、21年度は12月までに142件と、年々増加しており、市では広報紙や平成22年2月に、各区長を通じ、野焼き禁止のパンフレットを回覧で、7月に全戸配布を行いました。

Q 野焼きの徹底のため防災無線を活用しては。

A 経済環境部長 時期を考え活用します。

Q 野焼きの徹底のため不法投棄について。

A 経済環境部長 シルバー人材センターから、その日の記録が毎日あがり、いわくがある場合、市の職員と環境監視員が同行し、その物件について調査しております。

Q ばい捨て等への取り組みについて。

A 経済環境部長 不法投棄監視パトロールや防犯カメラによる監視

を行っています。昨年度、太陽熱パネルの不法投棄があり、防犯カメラで行う者の人物や車のナンバーを捉え、警察に証拠物件として提出し検挙しました。今後は、移動式の監視カメラを導入する予定です。

Q バイオマス事業を含む、山武市地域エネルギービジョン等の環境基本条例の導入について。

A 市長 形式的でなく、市民の皆様が取り組んでいける条例を基本的に考えたい。

Q 市長 形式的でなく、市民の皆様が取り組んでいける条例を基本的に考えたい。

Q 市長 形式的でなく、市民の皆様が取り組んでいける条例を基本的に考えたい。

Q 市長 形式的でなく、市民の皆様が取り組んでいける条例を基本的に考えたい。

Q 市長 形式的でなく、市民の皆様が取り組んでいける条例を基本的に考えたい。

個人質問



本山 英子 議員

・行政改革について

Q 行政評価について

は提案も含め何度が質問しているが、有効活用はどのように行われているか伺う。

A 市長 行財政資源の有効利用と、市民に解りやすい行財政運営を行うため、総合計画を行

政評価の考え方を取り入れて策定した。それにより、目標の達成度を数値であらわし、見える化を図った。予算、決算、監査時の説明資料をシステムから自動的に作成するなどの有効活用を図っている。

Q 今、施策枠予算、まちづくり報告書

等々への市のマネジメントサイクルは、「Plan. Do. See」とあるが、企画立案への反映ということで、「Action」を入れてはどうか。この4つのサイクルで、初めて予算・決算、まちづくり報告書等の反映ができるのではないかと。より具体的な取り組みを明確化するためにも、1つには予算・決算のフォローチャートも作り、近い将来決算審査の認定にも活用し、また審査する側も、簡潔でより明快な議論にしていけるために課題とすべきと考えるがどうか。

A 総務部長 まずは決算でも活用できるような行政評価の結果としてのまちづくり報告書を、少しずつ熟度を上げていきたい。段階を踏んで進めていきたいと考えてい

Q 外部評価について、事業の改善に関する御提案や考えをいただくが市ではどうか伺う。

A 総務部長 まちづくり報告書を作成するにあたっては、専門的知識のある大学の先生に知見をいただいている。

Q 国で示す行財政改革の中でも、「自治体経営改革」という言葉がよく示される。2006年の定例会にて、専門職の登用を質問しているが、大企業では資本金5億円以上、負債額20億円以上の法人の場合には、公認会計士による監査を受けることになっている。連結決算の中で健全財政を保つ一つの方法として、必要に応じ公認会計士に見て頂く事も必須条件の一つになるかと思うがどうか。

A 市長 行政評価に取り組み段階で十分御説明をしてきたつもりだが、さらにそういった機会を作っていければと思う。

Q 視察用の説明資料で山武市の議会にも、行政評価を知る機会を再度与えて頂けないか。

A 市長 行政評価に取り組む段階で十分御説明をしてきたつもりだが、さらにそういった機会を作っていければと思う。

Q 外部評価について、事業の改善に関する御提案や考えをいただくが市ではどうか伺う。

A 総務部長 まちづくり報告書を作成するにあたっては、専門的知識のある大学の先生に知見をいただいている。

Q 国で示す行財政改革の中でも、「自治体経営改革」という言葉がよく示される。2006年の定例会にて、専門職の登用を質問しているが、大企業では資本金5億円以上、負債額20億円以上の法人の場合には、公認会計士による監査を受けることになっている。連結決算の中で健全財政を保つ一つの方法として、必要に応じ公認会計士に見て頂く事も必須条件の一つになるかと思うがどうか。

A 市長 行政評価に取り組み段階で十分御説明をしてきたつもりだが、さらにそういった機会を作っていければと思う。